

宮城県中学校体育連盟ソフトボール専門部規約

第1章 名称

第1条 本専門部は、宮城県中学校体育連盟ソフトボール専門部会（略称、ソフトボール専門部）と称する。

第2章 目的及び事業

第2条 本専門部会は、宮城県中学校におけるソフトボール大会の運営、普及・発展を図るために必要な事業・連絡等を行うことを目的とする。

第3条 本専門部会は、ソフトボールの専門的事項について宮城県中学校体育連盟会長に意見を具申することができる。

第3章 組織及び役員

第4条 本専門部会は、各学校の部活動顧問によって組織する。

第5条 本専門部会に、次の役員を置く。

・部会長1名 ・副部会長若干名 ・委員長1名 ・副委員長若干名 ・委員若干名

第6条 部会長及び副部会長は、宮城県中学校体育連盟会長が委嘱する。部会長は、専門部会を代表する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その執務を代行する。

第7条 委員長・副委員長・委員は、各専門部員の互選により選出し、部会長が委嘱し、会務を執行する。

第8条 役員任期は1年とし、重任を妨げない。

第4章 会議

第9条 専門部会に、次の会議を置く。

・専門部総会 ・専門委員会

第10条 会議は、部会長が招集する。

第5章 会計

第11条 本専門部会の経費は、宮城県中学校体育連盟の助成金、その他を持って充てる。

第12条 本専門部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 付則

第13条 本規約は、宮城県中学校体育連盟評議員会の議決がなければ改正できない。

第14条 本規約は、昭和22年8月1日より施行する。

昭和32年 4月 1日 一部改正

昭和38年 4月26日 一部改正

昭和60年 4月16日 一部改正

昭和63年10月26日 一部改正

平成 8年 4月18日 一部改正

平成24年 2月29日 一部改正